

- 公立学校に対し、学生に確実に英語運用能力を付けさせるという要件を維持する。
- 学区に、できるだけ英語を迅速かつ効果的に習得できる言語習得プログラムの開発に関し、保護者およびコミュニティに意見を求めるよう義務付ける。
- 学区に、限定的な英語運用能力しかもたない学生に、ほぼ英語による英語教育が受けられるオプションを提供することを義務付ける。
- 学区に、英語を母国語とする学生および英語が母国

語ではない学生の両方を対象とした二言語習得のためのイマージョンプログラムを確立する権限を付与する。

- 学生の保護者 / 法的後見人に、利用可能な言語習得プログラムの中から、自分の子供に最適なプログラムを選択することを許可する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 学区または州政府への顕著な財政的影響はない。

SB 1174 (提案 58) に関する州議会による最終投票
(2014 年法令、第 753 章)

上院： 賛成 25 反対 10

州下院： 賛成 53 反対 26

立法部の分析家による分析

背景

California 州全生徒の約五人に一人が英語学習者である。 2015 年～2016 年の間、小・中・高等学校の California 州公立学校生徒およそ 270 万人は英語以外の言語を自宅で話す。学校はこれら生徒の中からおよそ 140 万人を英語学習者として分類しており、英語がまだ流暢でないとしている。英語学習者は California 州公立学校全生徒の 22 パーセントを占める。California 州英語学習者の 80 パーセント以上はスペイン語を母語とする者である。

学校は英語を学ぶ全生徒を助けるべきである。 公立学校は英語学習者に数学や科学など他の科目を教えるほかに、英語の会話と読み方を教えることを法律で義務付けられている。全国の学校は英語専用又は二か国語プログラムのどちらかで、英語学習者に教える傾向がある。英語専用プログラムの場合、生徒は英語のみを話す教師から英語並びにその他の科目を学んでいる。二か国語プログラムの場合、生徒は英語と生徒の母語の両方を話す教師から科目を学んでいる。二か国語プログラムは 3 年から 6 年計画で行われているものが多く、その後は生徒は英語のみで教えられるクラスに出席する。生徒が英語が流暢になっても、少なくとも一日の一部は生徒の母語で英語学習者を教え続ける二か国語プログラムもある。

California は英語学習者に主に英語で教えることを学校に義務付けている。 英語学習者がどのように教えられているかという一部の懸念に答えて、California 有権者は 1998 年に提案 227 を可決した。提案 227 は一般的に、英語学習者に英語で教えることを義務付け、二か国語プログラムの使用を制限するものである。提案 227 は一般的に、英語学習者がほかの英語専用クラスに移行する前に 1 年の特別な集中英語教育を英語学習者に提供することを公立学校に義務付けるものである。提案 227 は今日も引き続き有効である。

学校は特定の状況下で、二か国語プログラムを運営できる。 提案 227 下では、英語学習者の保護者は自分の子供が二か国語教育の対象になるためには学校に出向き、権利放棄に署名しなければならない。学校は生徒が次の 3 つの条件の 1 つを満たした場合にこれら権利放棄を承認する：(1) 英語学習者が英語のみのクラスに 30 日間以上出席し、その生徒の教師、校長、並びに学校区教育長全員が二か国語プログラムで学んだ方が良く同意する；(2) 生徒は 10 歳以上である；又は (3) 生徒はすでに英語を流暢に話す。学年あたりで 20 人以上の生徒が権利放棄の承認を受けた場合、学校は二か国語クラスを提供するか、又は生徒がそのようなクラスがある学校に転校すること

立法部の分析家による分析

続き

を許可しなければならない。

1998年以降、二か国語プログラムを提供する学校は少なくなっている。提案 227 が制定される前の年には、California 英語学習者のおよそ 30 パーセントが二か国語プログラムで教えられていた。それから 10 年後、California の英語学習者のおよそ 5 パーセントが二か国語プログラムで教えられていた。

教育区及び教育庁は年次計画過程でコミュニティに参加しなければならない。州は英語学習者を含む、特定の生徒グループを対象として提供するサービスについて記載した年次計画を発行することを教育区及び教育庁に義務付けている。学校関係者はこれらの計画を採用する前に、保護者やその他のコミュニティメンバーが希望する学校運営プログラムのタイプについて話し合わなければならない。

提案

本法案は提案 227 の主な条項を無効にし、以下のような英語教育についての新条項を追加するものである。

二か国語プログラムの制限を排除する。本提案書の下、学校は英語専用プログラムで英語学習者に教える義務はなくなる。代わりに、学校は二か国語プログラムを含む、さまざまなプログラムで英語学習者に教えることができる。さらに、英語学習者の保護者は自分の子供を二か国語プログラムに登録する前に、権利放棄書に署名する必要がなくなる。

保護者の要求に応える地区の義務。学校は一般的に、英語学習者のためにやりたいように独自のプログラムを計画できるが、保護者が要請すれば、英語学習者に集中英語教育を提供しなければならない。また、教育区は保護者の要求が多ければ、英語学習者に特定のプログラムを提供する義務がある。具体的には、(1) 学年あたりで 20 名以上の保護者、又は (2) 全体で 30 名以上の保護者のどちらかが英語学習者のための特定プログラムを要求した場合、その学校は可能な限り、そのようなプログラムを提供しなければならない。

地区は英語学習者のプログラムについてコミュニティメンバーに相談する義務。本提案書では、教育区並びに教育委員会が英語学習者への教え方（英語専用プログラム又は二か国語プログラムの使用など）について保護者やコミュニティメンバーに相談する

義務がある。教育区並びに教育委員会は年次定期計画過程の一貫として、この反応を求める。（地区によってはこのような課題について年次計画過程ですでに話し合っているそうだが、本提案はこれら課題についての意見勧誘をすべての地区に義務付ける。）

財政的影響

本法案は州政府に対して目立った財政的影響はない。ただし、英語学習者を教える教育区によってはその方法を変えることになるだろう。これらの変更は地方の費用にあまり影響はない。学校に対する法案のプログラム及び財政的影響について以下のように討議する。

英語学習者に対するプログラムの重大な影響。法案は一般的に、英語学習者の教え方を変えるように教育区に義務付けないが、全教育区への二か国語プログラムの開始又は拡大をより簡単にする。本法案の正確な影響は、保護者や学校がそれに対してどのように反応するかによって決まる。二か国語プログラムは、時間と共に、英語専用プログラムで教えられていたであろう英語学習者を二か国語プログラムで教えることで、より一般的になり得る。このような教育区と生徒にとって、本法案のプログラムの影響は重大であろう。

学校の継続的及び一時的費用への小規模な影響。法案により作成又は拡大された二か国語プログラムでは、両タイプのプログラムの年次費用のほとんどはクラスサイズや教師の給料のような要素で、総合的に、英語専用プログラムよりも必ずしも費用が高かったり安かったりするものではない。二か国語プログラムを採用する学校は新カリキュラムの開発、新教材の購入、新カリキュラムや教材に対する教師の訓練、及びプログラムについて保護者への通知などの一時費用が発生する。しかし、これらの費用は、学校はカリキュラム改正、新教材の購入、教師の訓練、及び重要な学校問題について保護者への通告などを定期的に行っているため、必ずしも追加費用ではない。

本法案に賛成または反対するために結成された委員会のリストについては、<http://www.sos.ca.gov/measure-contributions> をご覧ください。委員会の献金トップ 10 リストにアクセスするには、<http://www.fppc.ca.gov/transparency/top-contributors/nov-16-gen-v2.html> をご覧ください。